

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により天理市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和七年十二月二十三日

奈良県知事 山 下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 W A Y 書店天理店

所在地 天理市田井庄町四八一番五ほか

二 天理市から聴取した意見の概要

- 1 事業開始に伴い、騒音規制法及び振動規制法による特定建設作業を実施する場合は、七日前までに市環境政策課に届け出ること。また、特定施設を設置する場合は、三十日前までに市環境政策課に届け出ること。
- 2 大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の公害を未然に防止し、並びに日照及び電波の障害を防止するため万全を期すること。
- 3 廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に処理すること。
- 4 近隣地域住民から苦情等の申出があつた場合は、速やかに万全の対策を講ずるとともに誠意をもつて解決すること。
- 5 工事期間中の濁水等の処理について、近隣農地及び水路等へ流出しないよう、充分注意すること。

三 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

四 縦覧期間

令和七年十二月二十三日から令和八年一月二十三日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで